

会 議 録

会議名 (審議会等名)		大野南地区まちづくり会議 (第1回全体会)		
事務局 (担当課)		大野南まちづくりセンター 電話042-749-2217(直通)		
開催日時		令和3年7月1日(木) 午後2時～午後3時		
開催場所		南区合同庁舎 3階 講堂		
出席者	委員	18人(別紙のとおり)		
	その他	5人(別紙のとおり)		
	事務局	4人		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合、その理由		新型コロナウイルス感染拡大予防のため		
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 自己紹介 4 公民館併設の5連絡所の廃止について 5 議 題 (1) 大野南地区まちづくり会議について (2) 役員の改選について (3) 地域活性化事業交付金について (4) まちづくり会議の開催日程について (5) 大野南地区まちづくりを考える懇談会の開催中止について (6) これまでの「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて」の検討経過について (7) (仮称) 相模大野4丁目計画に係る環境影響評価準備書の説明会について (8) 各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について (9) その他		

経 過

主な内容は次のとおり。

1 開 会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 公民館併設の5連絡所の廃止について

区政推進課石井課長より説明があった。

《主な意見・質疑等》

【上鶴間公民館長 稲毛委員】

上鶴間公民館区では、地域で使用できる部屋が少ないとの声を地域からいただいている。また、一時避難場所として、様々な物資があるため、その物資の置き場としても利用ができればよいかと思う。

【区政推進課 石井課長】

貴重な意見として、承らせていただく。

5 議 題

(1) 大野南地区まちづくり会議について

資料1のとおり、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし

(2) 役員の改選について

資料2及び大野南地区まちづくり会議会則に基づき、事務局から説明を行い、令和3年度役員が次のとおり選出・承認された。

役職	氏名	団体名	選出区分
会長	大木 恵	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	有泉 健一	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	中島 千尋	大野南地区社会福祉協議会	保健・福祉・医療
副会長	速水 俊裕	学校法人相模女子大学	教育・文化
副会長	金山 幸平	相模大野北口商店会	産業・経済

(3) 地域活性化事業交付金について

資料3のとおり、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

【大野南地区自治会連合会 大木会長】

- ・今年度の大野南地区の予算はいくらか。
- ・(事務局) 150万円である。

(4) まちづくり会議の開催日程について

資料4のとおり、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし

(5) 大野南地区まちづくりを考える懇談会の開催中止について

事務局より令和3年度の大野南地区まちづくりを考える懇談会の開催中止について、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

【大野南地区自治会連合会 大木会長】

- ・今年度は、新規の委員や継続の委員を含めて相模大野についての勉強を行い、相模大野地域の意見をまとめていく時期であると考えており、講堂を使用しないフィールドワークを実施したいと考えている。

(6) これまでの「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて」

の検討経過について

資料5のとおり、事務局より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし

(7) (仮称) 相模大野4丁目計画に係る環境影響評価準備書の説明会について

別紙のとおり、都市整備課成沢課長より説明を行った。

《主な意見・質疑等》

- ・6月28日(月)に環境影響評価準備書が公告され、6月28日(月)から8月11日(日)まで縦覧できるようになっている。縦覧ができる場所は、各区の行政資料コーナーや、市ホームページで縦覧ができる。

- ・環境影響評価準備書の説明会が予定されており、相模女子大学グリーンホールの大ホールで第1回目を7月23日（金）19時から、第2回目を7月26日（月）19時から開催される。
- ・マンション建設に伴う小中学生の児童数増加による学校の受け入れ体制については、教育委員会の見解としては、国が示している学級編成数の段階的引き下げ（1クラス40人から35人）を考慮しても、校舎の増築をするなどの対応は特段必要ないとのことだった。
- ・相模大野交差点の歩車分離化については、相模原南警察署から神奈川県警本部へ上申済みとのことだった。

【大野南地区自治会連合会 大木会長】

- ・公共歩廊について、マンションが完成する前であっても、通行が可能となるよう取り組みをすることだったが、市の許可は得られそうなのか。

【都市整備課 成沢課長】

- ・野村不動産株式会社と相模原市で協議した結果、相模原市から許可を得なければならない事項はないと確認できた。そのため、野村不動産株式会社が安全に公共歩廊を使用できるようになったと確認できれば、早ければ来年の夏頃に開通できる予定だとのことだった。

【経験有識者 新村委員】

- ・地域貢献施設について、地域が意見を言えるのか、また、意見が言えるとするのならばいつまでに言えばよいのか。

【都市整備課 成沢課長】

- ・野村不動産株式会社としては、着工までに地域とコンセプトを決めたいと考えており、社内の調整が終わり次第まちづくり会議に参加したいとのことだった。実際に何が入るのかは、竣工の1年ほど前に決まっていくと伺っている。

(8) 各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について

【女子大通り商工振興会 河内委員】

- ・昨年度実施した「相模大野カレーフェスティバル」を11月19日（金）から11月28日（日）の10日間実施することが決定した。

【大野南地区社会福祉協議会 中島副会長】

- ・7月9日（金）にユニコムプラザで福祉講座が実施される。
- ・敬老事業について、今年度は、77歳以上から80歳以上に対象が変更となった。

【相模女子大学 速水副会長】

- ・ 学園祭について、コロナ禍により、一般市民は入場ができないが、学生のみで開催することとなった。また、学生と教職員を対象に、コロナワクチンの職域接種を実施することとなった。ワクチンが余った場合には、近隣の公立小中学校の教職員に分けたいと考えている。

大野南地区まちづくり会議委員名簿

(令和3年 7月 1日現在：敬称略)

番号	団体名	団体での役職	氏名	出欠席
1	大野南地区自治会連合会	会長	大木 恵	出席
2	大野南地区自治会連合会	前会長	有泉 健一	出席
3	大野南地区自治会連合会	副会長	渋谷 静	出席
4	大野南地区自治会連合会	副会長	瀬戸 量平	出席
5	大野南地区自治会連合会	監事	浅岡 信夫	出席
6	大野南地区民生委員児童委員協議会	会長	青木 智野	出席
7	大野南地区社会福祉協議会	会長	中島 千尋	出席
8	学校法人相模女子大学	常務理事	速水 俊裕	出席
9	相模大野南新町商店街振興組合	理事長	岩井 大輔	出席
10	女子大通り商工振興会	会長	河内 文雄	出席
11	相模大野北口商店会	会長	金山 幸平	出席
12	相模大野銀座商店街振興組合	副理事長	塚本 敏	欠席
13	ポーノ会	会長	三澤 崇典	欠席
14	医療法人社団仁恵会黒河内病院	理事	後藤 一郎	出席
15	相模原市立谷口台小学校PTA	会長	樋口 陽平	出席
16	相模原市立南大野小学校PTA	会長	三原 真希	欠席
17	相模原市立谷口中学校PTA	会長	和田 晃典	欠席
18	大野南地区老人クラブ連合会	会長	畠山 秀美	欠席
19	相模原市立大野南公民館	館長	中村 洋子	出席
20	相模原市立上鶴間公民館	館長	稲毛 易子	出席
21	大野南地域包括支援センター	センター長	田中 宣行	出席
22	上鶴間地域包括支援センター	センター長	古荘 祥子	出席
23	経験有識者		新村 玲子	出席
24	公募		欠 員	
25	公募		欠 員	

大野南地区まちづくり会議 第3回全体会 次第

日 時 令和3年7月1日（木）
午後2時から
場 所 南区合同庁舎3階 講堂

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 公民館併設の5連絡所の廃止について
- 5 議 題
 - (1) 大野南地区まちづくり会議について ……資料 1
 - (2) 役員の改選について ……資料 2
 - (3) 地域活性化事業交付金について ……資料 3
 - (4) まちづくり会議の開催日程について ……資料 4
 - (5) 大野南地区まちづくりを考える懇談会の開催中止について
 - (6) これまでの「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて」
の検討経過について ……資料 5
 - (7) (仮称) 相模大野4丁目計画に係る環境影響評価準備書の
説明会について ……別紙
 - (8) 各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について
 - (9) その他

今後のまちづくり会議開催予定

○令和3年度 第4回全体会：7月29日（木）午後2時

南区合同庁舎3階 講堂

大野南地区まちづくり会議委員名簿

(令和3年 7月 1日現在：敬称略)

番号	団体名	団体での役職	氏名	役職
1	大野南地区自治会連合会	会長	大木 恵	
2	大野南地区自治会連合会	前会長	有泉 健一	
3	大野南地区自治会連合会	副会長	渋谷 静	
4	大野南地区自治会連合会	副会長	瀬戸 量平	
5	大野南地区自治会連合会	監事	浅岡 信夫	
6	大野南地区民生委員児童委員協議会	会長	青木 智野	
7	大野南地区社会福祉協議会	会長	中島 千尋	
8	学校法人相模女子大学	常務理事	速水 俊裕	
9	相模大野南新町商店街振興組合	理事長	岩井 大輔	
10	女子大通り商工振興会	会長	河内 文雄	
11	相模大野北口商店会	会長	金山 幸平	
12	相模大野銀座商店街振興組合	副理事長	塚本 敏	
13	ポーノ会	会長	三澤 崇典	
14	医療法人社団仁恵会黒河内病院	理事	後藤 一郎	
15	相模原市立谷口台小学校PTA	会長	樋口 陽平	
16	相模原市立南大野小学校PTA	会長	三原 真希	
17	相模原市立谷口中学校PTA	会長	和田 晃典	
18	大野南地区老人クラブ連合会	会長	畠山 秀美	
19	相模原市立大野南公民館	館長	中村 洋子	
20	相模原市立上鶴間公民館	館長	稲毛 易子	
21	大野南地域包括支援センター	センター長	田中 宣行	
22	上鶴間地域包括支援センター	センター長	古荘 祥子	
23	経験有識者		新村 玲子	
24	公募		欠 員	
25	公募		欠 員	

大野南地区まちづくり会議について

1 まちづくり会議とは

地域において公共的な活動をしている団体等が、大野南地区の「地域力」を高めるため、地域資源の発見、課題解決、魅力づくり、行政に対する要望のとりまとめなどについて話し合い、自主的・自立的なコミュニティ形成に資する活動を構成団体等が協働して行うための会議体です。

2 主な役割

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整 など

3 設立年月日

平成22年4月20日

4 令和元年度 構成団体・委員数（17団体・経験有識者・公募）

	団体名	委員数		団体名	委員数
1	大野南地区自治会連合会	5	11	大野南地区内中学校PTA	1
2	大野南地区社会福祉協議会	1	12	学校法人相模女子大学	1
3	大野南地区民生委員 児童委員協議会	1	13	大野南地区老人クラブ連合会	1
4	女子大通り商工振興会	1	14	相模原市立大野南公民館	1
5	相模大野北口商店会	1	15	相模原市立上鶴間公民館	1
6	相模大野銀座商店街 振興組合	1	16	大野南地域包括支援センター	1
7	相模大野南新町商店街 振興組合	1	17	上鶴間地域包括支援センター	1
8	ポーノ会	1	18	経験有識者	1
9	地域医療機関	1	19	公募	2
10	大野南地区内小学校PTA	2	合 計		25

5 令和2年度の取り組み（主なもの）

（1）大野南地区まちづくり会議（全3回 書面開催1回含む）

ア 地域活性化事業交付金について

1件の交付申請の交付決定にあたり、事業内容等について意見交換を行いました。

イ 相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

令和元年9月30日に伊勢丹相模原店が閉店したことによる相模大野駅周辺の今後のまちづくりのあり方について、関係機関等と協議しています。

令和2年5月25日には、まちづくり会議でグループワークを実施した際の地域の意見をまとめ、『相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて ～大野南地区まちづくり会議における協議の最終報告～』として市長に報告しました。

令和3年2月15日には、相模大野交差点の歩行者の安全を図るため、「信号機の歩車分離化に関する要望について」を相模原南警察署に要望しました。

（2）大野南地区まちづくりを考える懇談会

市長とまちづくり会議の委員が「対話」を通じて、地区のまちづくりを協働して考え、住みよいまちづくりを推進するため、次の議題について懇談会を開催しました。

【日時・場所】

令和2年11月13日（金） 午後7時から午後8時37分
南区合同庁舎3階 講堂

【テーマ】

相模大野駅周辺の今後の魅力まちづくりについて

6 令和3年度の主な取り組み（予定）

（1）地域課題の解決に向けた検討

（2）相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

（相模大野駅周辺の面的なまちづくりに係る中・長期的課題を中心に検討）

（3）地域活性化事業交付金について など

以 上

役員の改選について

大野南地区まちづくり会議会則

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 (2) 副会長 4名

大野南地区まちづくり会議申し合わせ事項

◎会長は大野南地区自治会連合会長が当たる。

◎副会長は委員選出団体を①自治会、②保健・福祉・医療、③教育・文化、④産業・経済の4つの分野に分け、各分野から1名選出する。

分野	構成団体	委員数
①自治会	大野南地区自治会連合会	5
②保健・福祉・医療	大野南地区社会福祉協議会 大野南地区民生委員児童委員協議会 大野南地区老人クラブ連合会 医療法人社団仁恵会黒河内病院 大野南地域包括支援センター 上鶴間地域包括支援センター	6
③教育・文化	相模原市立谷口台小学校PTA 相模原市立南大野小学校PTA 相模原市立谷口中学校PTA 学校法人相模女子大学 相模原市立大野南公民館 相模原市立上鶴間公民館	6
④産業・経済	女子大通り商工振興会 相模大野北口商店会 相模大野銀座商店街振興組合 相模大野南新町商店街振興組合 ボーノ会	5

令和3年度大野南地区まちづくり会議役員名簿

役職	氏名	団体名・役職	選出区分
会長		大野南地区自治会連合会 会長	自治会
副会長			自治会
副会長			保健・福祉・医療
副会長			教育・文化
副会長			産業・経済

【参考】令和2年度大野南地区まちづくり会議役員名簿

役職	氏名	団体名・役職	選出区分
会長	大木 恵	大野南地区自治会連合会 会長	自治会
副会長	有泉 健一	大野南地区自治会連合会 前会長	自治会
副会長	中島 千尋	大野南地区社会福祉協議会 会長	保健・福祉・医療
副会長	速水 俊裕	学校法人相模女子大学 理事	教育・文化
副会長	岩井 大輔	相模大野南新町商店街振興組合 理事長	産業・経済

大野南地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を大野南地区まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、大野南地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めることを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 相模原市地域活性化事業交付金等の行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地区内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(構成員)

第4条 まちづくり会議委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる団体から推薦された者及び公募による大野南地区内の住民で構成する。

2 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、公募による委員の任期は、委員を委嘱した日から翌々年3月31日までとする。

(役員)

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名

(役員の仕事)

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

2 会長は、全体会の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(役員を選出)

第7条 役員は、全体会において委員の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 まちづくり会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会
- (全体会)

第10条 全体会は、全委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、第3条の役割及び次の事項を処理する。

- (1) まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。
- (2) 役員を承認すること。
- (3) 区民会議への委員の推薦に関する事。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関する事。

3 全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったときに、会長が招集する。

4 全体会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会長が全体会の表決が必要と認めた事項は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 全体会の運営に関する事。
- (2) 全体会から役員会に委任された事項に関する事。

(専門部会)

第12条 全体会が必要と認めたときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会を構成する部会員は、役員会で定める。

(会議の公開)

第13条 全体会は、原則公開するものとし、傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

2 全体会の記録については、要点を記述した会議録を作成し、公開する。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、相模原市南区役所大野南まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

団 体 名	委員数
大野南地区自治会連合会	5
大野南地区社会福祉協議会	1
大野南地区民生委員児童委員協議会	1
女子大通り商工振興会	1
相模大野北口商店会	1
相模大野銀座商店街振興組合	1
相模大野南新町商店街振興組合	1
ポーノ会	1
大野南地区内小学校PTA	2
大野南地区内中学校PTA	1
学校法人相模女子大学	1
大野南地区老人クラブ連合会	1
相模原市立大野南公民館	1
相模原市立上鶴間公民館	1
地域医療機関	1
大野南地域包括支援センター	1
上鶴間地域包括支援センター	1
経験有識者	1
公募	2

令和3年度 地域活性化事業交付金について

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な事業に対して交付される交付金です。

(2) 対象事業

地区の活性化に資すると認められる次の事業に対し交付します。

- ①地域の防災・防犯に関する事業
- ②地域の保健・健康づくりの増進に関する事業
- ③地域福祉の増進に関する事業
- ④産業や観光の振興に関する事業
- ⑤環境の保護・保全に関する事業
- ⑥青少年の健全育成に関する事業
- ⑦地域の文化・伝統の振興に関する事業
- ⑧生涯学習に関する事業
- ⑨地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業
- ⑩区が推進する重点事業
- ⑪その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

地区の課題の解決に資すると認められる次の視点を持つ事業については、優先的に交付します。

- ①自治会への加入促進
- ②地域における公共的な活動の担い手育成
- ③公共的な活動への参加者増加
- ④地域の公共的な活動団体間の連携強化
- ⑤まちづくり会議が提示した地域課題の解決

次の事業については、交付対象となりません。

- ①政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- ②交付申請を行う年度において、市が実施する他の補助制度等の対象となる事業
- ③政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業
- ④調査、研究を主たる目的とする事業。
ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く。
- ⑤第三者への事業促進を求める事業
- ⑥前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。

(4) 事業の実施期間

事業実施期間は、令和3年4月1日から翌年3月末です。

また、同一の事業に継続して交付する場合については、3年を限度とします。

(毎年度の申請・審査が必要です。)

(5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、交付率は10分の10以内です。

- ①事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
- ②事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、
備品購入費※、施設使用料、備品借上料等
- ③事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
- ④事業を行う上で必要な委託費等
- ⑤イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等
- ⑥講演会等の講師に対する報償費
- ⑦研修会の旅費等、研修に要する経費（交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。）
- ⑧その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

※ 備品（物品等で1件1万円以上の財産）にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります（備品台帳の作成が必要。）。

(6) 審査・交付決定

事業内容等について地区まちづくり会議の意見を聞き、区が審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

以 上

資料 4

令和3年度 大野南地区まちづくり会議 役員会・全体会【開催日程】

(令和3年 7月 1日時点)

回数	役員会 (午前10時から)		全体会 (午後2時から)	
	日程	会場	日程	会場
1	4月15日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂	4月23日(金) ※書面開催	南区合同庁舎 3階 講堂
2	5月25日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂	6月3日(木) ※中止	南区合同庁舎 3階 講堂
3	6月22日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂	7月1日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
4	7月19日(月)	南区合同庁舎 3階 講堂	7月29日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
5	8月24日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂	9月2日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
6	9月24日(金)	南区合同庁舎 3階 講堂	9月30日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
7	12月7日(火)	南区合同庁舎 3階 講堂	12月16日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
8	2月14日(月)	南区合同庁舎 3階 講堂	2月24日(木)	南区合同庁舎 3階 講堂
	全8回		全8回	

※ まちづくりを考える懇談会（令和3年度）…大野南地区は実施しない。

※ 地域づくり部会（大野南）…7/1、 / 、 / 、 / の全体会終了後に開催。

※ 地域づくり部会（上鶴間）… / に上鶴間公民館で開催。2回目以降は後日調整する。

相模大野周辺のまちづくりに関する動き（H30.9～R3.3）

資料5

日にち	出来事	内容
H30 9/26	『伊勢丹相模原店』 閉店発表	
10/22	情報交換会	まちづくり会議役員（一部委員含む）と環境経済局長、経済部長、商業観光課、都市整備課、南区役所との情報交換会を実施。
11/7	情報交換会	地域（12名）と市議会議員（10名）との情報交換会を実施。
11/13	平成30年度 大野南地区まちづくり 懇談会	テーマ「市の南の玄関口としての今後のあり方について」
11/14	要望書提出	相模原商工会議所 発 → 相模原市長 宛 「株式会社三越伊勢丹 伊勢丹相模原店の営業終了等に伴う対応について」
12/26	要望書提出	相模原商工会議所・相模原市自治会連合会・相模大野駅周辺商店会連合会・ 一般社団法人相模原市商店連合会 発 → 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 宛 「株式会社三越伊勢丹 伊勢丹相模原店の営業終了等に伴う対応について」
H31 3/21	要望書提出	相模原市長 発 → 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 宛 「伊勢丹相模原店閉店後の土地建物の取扱いに関する相模原市商業地形成事業継続に係る要望 について」
3/22	要望書提出	大野南地区まちづくり会議 発 → 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 宛 「伊勢丹相模原店の営業終了等に伴う対応について」
R1 9/23	市長訪問 （優先交渉権）	市長が三越伊勢丹ホールディングスを訪問。 野村不動産株式会社が優先交渉権者として、売却に向け調整中との説明を受けた。
11/8	令和元年度 大野南地区まちづくり を考える懇談会	テーマ「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて」
12/27	市長面会 （中間報告書提出）	大野南地区まちづくり会議 発 → 相模原市長 宛 「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて ～大野南地区まちづくり会議における協議の中間報告～」
R2 2/3	売買契約締結	
2/4	要望書提出	相模原市長 発 → 野村不動産株式会社 宛 「伊勢丹相模原店跡地の土地利用に関する要望書」
3/6	市長面会（四商）	相模大野駅周辺商店会連合会による市長面会
5/25	令和元年度 最終報告書提出	大野南地区まちづくり会議 発 → 相模原市長 宛 「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて ～大野南地区まちづくり会議における協議の令和元年度最終報告～」
11/13	令和2年度 大野南地区まちづくり を考える懇談会	テーマ「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて」
12/16 12/19	環境アセス説明会 （方法書）	『相模原市環境影響評価条例』の規定による「（仮称）相模大野4丁目計画」に係る環境影響 評価方法書説明会の開催。
R3 2/11	計画概要及び工事概要 説明会	『相模原市開発事業基準条例』、『相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調 整等に関する条例』並びに『建築基準法施行規則第10条の16第2項』に基づく計画概要及 び工事概要説明会の開催。（2/4、2/6には隣接するロビーシティ住民への一団地認定に関する 事も含めた説明会を開催。）
2/15	要望書提出	大野南地区まちづくり会議 発 → 相模原南警察署長 宛 「信号機の歩車分離化に関する要望について」

平成31年3月22日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦 様

大野南地区まちづくり会議

会長 大木 恵



伊勢丹相模原店の営業終了等に伴う対応について（要望）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域のにぎわい創出につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、小田急相模大野駅周辺は、相模原市の中心市街地として位置づけられ、「風格のあるまちづくり」をキーワードに、市の南の玄関口として商業施設のほか、高層住宅や文教施設などの多様な機能を集積し、まちの広がりと人の回遊性を確保するため、伊勢丹相模原店、グリーンホール相模大野と小田急相模大野の駅ビル、西側地区を3つの核として、それぞれの特色を持たせた「三核構造」の一体的なまちづくりを進めてきました。我々、大野南地区まちづくり会議を構成する各地域活動団体も様々な形で、その推進のために協力して参りました。

伊勢丹相模原店は、この「風格のあるまちづくり」における商業の核として、平成2年9月の開店以降、長年にわたり地域経済をけん引し、住民に愛されてきました。また、店舗北側に位置する公共施設の利用にあたっては、貴店のコンコースやペDESTリアンデッキを利用させていただくなど、市民生活になくてはならない重要な役割を担っていただいております。

このような中、過日、株式会社三越伊勢丹から本年9月末に営業終了との発表がなされましたことは、地域にとって非常に大きな驚きと悲しみであるとともに、今後の店舗の取り扱いについては未定と伺っていることから、相模大野のまちづくりの行方についても大変憂慮しております。

つきましては、今後も相模大野のまちが発展し続けられるよう、次のとおり特段の措置が講じられますよう、よろしくごお願い申し上げます。

記

1. 現在ある店内のコンコースを經由し、相模女子大学グリーンホールや相模大野中央公園、相模大野図書館や相模原南メディカルセンター等へと続く歩行者動線の確保。
2. 店舗南側及び市営駐車場から公共施設につながるデッキの継続利用。
3. 後継施設については、まちのイメージを損なわない商業施設への利用を中心として取り組まれない。

以上

令和元年12月27日

相模原市長
本村 賢太郎 様

大野南地区まちづくり会議
会長 大木 恵



相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて
～大野南地区まちづくり会議における協議の中間報告～

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会議の活動につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会議では、伊勢丹相模原店の閉店を契機とする相模大野駅周辺の今後のまちづくりのあり方について、協議を進めているところですが、まずは、旧伊勢丹跡地を中心とした新たなまちづくりにつきまして、先日のまちづくり会議全体会でグループワークを行った際の地域の意見を別添のとおりまとめましたので、御報告申し上げます。

当会議は、引き続き、私たちの住む相模大野のまちづくりについて、市と一緒にあって取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも市の御支援の程、よろしくお願い申し上げます。

記

添付書類

- ・『相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて』
大野南地区まちづくり会議第6回全体会
グループワーク意見まとめ 1通
- ・まとめ『相模大野駅周辺の今後のまちづくりに必要な
都市機能のあり方』 1通
- ・大野南地区まちづくり会議概要 1通
- ・大野南地区まちづくり会議委員名簿 1通
- ・大野南地区まちづくり会議会則 1通

以 上

『相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて』

大野南地区まちづくり会議第6回全体会(令和元年12月17日開催)
グループワーク意見まとめ

班	分野	構成団体	意見(旧伊勢丹跡地)	意見(駅周辺区域)
1	自治会	大野南地区自治会連合会 経験有識者 公募委員	<ul style="list-style-type: none"> 諸大学も使える会議フロアが必要ではないか。 ビジネスホテルを誘致することで、都心の学校を受験する学生も呼び込めるのではないか。 区民の利便性を考えた区役所等、行政機関窓口の移転が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 海老名や南町田といった周辺のまちとは、規模の面でも太刀打ちできない。 まちのテーマが必要。市の学術シンボル都市として「学園都市相模大野」はいかがか。 中央公園の利便性(若いファミリー向け機能、高齢者の健康増進機能)向上が必要ではないか。 市営立体駐車場の活用(観光バス等の発着)が必要ではないか。
2	保健・福祉・医療	大野南地区社会福祉協議会 大野南地区民生委員児童委員協議会 医療法人社団仁恵会黒河内病院 大野南地域包括支援センター 上鶴間地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ホテルや行政機能の他、若い世代の就職先となる企業の誘致が必要ではないか。 バリアフリーが確保された、移動しやすい動線の確保が必要ではないか。(※) 	<ul style="list-style-type: none"> 若いファミリーだけでなく、孫と一緒に祖父母世代も呼び込めるまちづくりをする必要があるのではないか。 バリアフリーが確保された、移動しやすい動線の確保が必要ではないか。(※)
3	教育・文化	学校法人相模女子大学 相模原市立鶴の台小学校PTA 相模原市立鹿島台小学校PTA 相模原市立新町中学校PTA 相模原市立大野南公民館 相模原市立上鶴間公民館	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な計画を実施するためには、一時的に市が購入することも必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> まちに愛着を持ってもらうことが必要ではないか。 市民参加の企画やキャンペーンの実施も必要ではないか。
4	産業・経済	相模大野北口商店会 女子大通り商店振興会 相模大野銀座商店街振興組合 相模大野南町商店街振興組合 ポニーノ会	<ul style="list-style-type: none"> 色々と要望を出しすぎて、優先交渉権者が購入しなくなる事態は望ましくくない。 ホテルチェーンユリートのような高価格なホテルではなく、低価格帯のホテルを誘致してほしいかがか。 町田に支店や営業所がある企業を誘致してほしいかがか。 ショッピングセンターやポニーノ相模大野のような商業施設は失敗する。 駅からのアクセスの良さを生かし、医療施設や映画館を誘致してほしいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢丹跡地以外の空地利用(オフィスビル等の建設)も考えた方が良いのではないか。

(※) 旧伊勢丹跡地及び駅周辺区域に跨る意見。

まとめ

『相模大野駅周辺の今後のまちづくりに必要な都市機能のあり方』

1. 商業機能

従来のような都市型店舗を主とした商業施設は、時代に合わない。

2. コンベンション機能

ビジネスホテルや会議フロア等の都心や県内観光地へのアクセスの良さを生かした施設があること。

3. 業務機能

近隣に大学があり、学生が集まっていることから、若い世代の就職先となる企業があること。

4. 文化機能

駅からのアクセスの良さを生かした映画館等の体験型施設があること。

5. 福祉機能

バリアフリーが確保された、移動しやすい動線があること。

若いファミリーが集い、高齢者の健康増進に繋がる施設があること。

6. 医療機能

駅からのアクセスの良さを生かした医療施設があること。

7. 交通機能

観光バスや企業バス等の発着機能があること。

8. 行政機能

駅からのアクセスの良さを生かし、区民の利便性を考えた行政機関窓口があること。

9. その他

まちに愛着を持ってもらい、持続可能なまちにするためには、まちのテーマが必要。

以上



令和2年5月25日

相模原市長
本村 賢太郎 様

大野南地区まちづくり会議
会長 大木 恵



相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて
～大野南地区まちづくり会議における協議の令和元年度最終報告～

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会議の活動につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会議は、大野南地区の重要な地域課題として、伊勢丹相模原店の閉店を契機とする相模大野駅周辺の今後のまちづくりのあり方について、令和元年12月27日に中間報告をさせていただいたところですが、その後も野村不動産株式会社を含めた関係機関と引き続き協議を進めているところです。

このたび、3月に臨時役員会を複数回開催し、短期的課題（伊勢丹相模原店跡地）、中・長期的課題（面としての相模大野駅周辺）及び迂回路に関する課題をさらに整理して、野村不動産株式会社が検討すべきもの、市が検討すべきもの及び野村不動産株式会社と市が共に検討すべきものに分類いたしましたので、別添のとおり御報告申し上げます。

当会議は、引き続き、私たちの住む相模大野のまちづくりについて、市と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

市に於かれましては、地域の意見を真剣に受け止め、是非、市民とともに相模大野のまちづくりに対し、より一層のリーダーシップを発揮して取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

添付書類

- ・令和元年度大野南地区まちづくり会議まとめ 1通
- ・大野南地区まちづくり会議臨時役員会ワーキングまとめ 1通

以上

令和元年度大野南地区まちづくり会議 まとめ

大野南地区まちづくり会議は、令和元年12月27日付『相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて～大野南地区まちづくり会議における協議の中間報告～』をもとに、相模大野駅周辺の今後のまちづくりに関する短期的な課題として計画地(伊勢丹相模原店跡地)に必要な機能を中心に、令和2年3月に臨時役員会を開催し、以下のとおりまとめました。

<p style="text-align: center;">短期的課題</p> <p style="text-align: center;">計画地 (伊勢丹相模原店跡地)</p>	<p>① グリーンホールや相模大野中央公園を訪れる人々が、そこでの余韻を楽しめる施設</p> <p>② 百貨店のような大規模商業施設ではなく、ステーションスクエアやポーノ相模大野と競合しないバランスの良い商業施設</p> <p>③ 周辺大学と連携した施設</p> <p>④ 行政機能</p> <p>※ ①・② → <u>野村不動産株式会社が検討(仮)</u></p> <p>③ → <u>野村不動産株式会社と市が共に検討(仮)</u></p> <p>④ → <u>市が検討(仮)</u></p>
<p style="text-align: center;">中・長期的課題</p> <p style="text-align: center;">相模大野駅周辺 (面的なまちづくり)</p> <p>※令和2年度まちづくり会議で引き続き関係機関と協議する。</p>	<p>相模大野駅周辺のにぎわいを創出するため、以下の施設の活用を検討するとともに、三核構造の回遊性を確保する。</p> <p>㊦ 相模大野中央公園</p> <p>㊧ 相模大野立体駐車場</p> <p>㊨ コリドー街 等</p> <p>※ <u>市が検討すべきものではあるが、必要に応じて野村不動産株式会社と共に検討(仮)</u></p>
<p style="text-align: center;">迂回路</p>	<p>コリドーからグリーンホール等へ続く動線の確保のため、デッキ等を先行整備し、市民生活への影響を最小限に抑える。</p> <p>※ <u>野村不動産株式会社と市が共に検討(仮)</u></p>

令和元年度 大野南地区まちづくり会議 臨時役員会ワーキングまとめ

実施日：令和2年3月12日（木）10：00～12：00

カテゴリ	計画地に関すること（短期的課題）	
	詳細意見	まとめ
コンセプト (まちのテーマ・カラー)	グリーンホールを訪れた後に余韻を楽しめる施設が欲しい。溜まれる場所。お友達など連れとおしゃべりできる施設等（昔は伊勢丹がそうだった）。	○周りの住民が使えることができる施設。
	独自性のある企業（食品街・食堂など）を誘致する。お金が地元へ落ちる方式を確立する。	
	商業施設を呼び込み、市外からの集客を行うのではなく、周りの住民が利用できる施設となって欲しい。⇒市民活用型	
	目立つマンション。相模大野の象徴となるもの。	
	（空欄）	
行政機能	行政機能を持たせる（集客がある）。区民課。公民館。	
大学	大学のサテライト施設を設ける。	○大学のサテライト施設。また、学生が利用できる施設。
	近隣大学の発表施設。	
	女子美術大学にある美術館、北里にある水族館、北里病院のサテライトを施設として入れて欲しい。	
	第2ユニコム。多くの大学生が使えるスペース（相模女子、北里、女子美）。	
	（空欄）	
商業施設	ビックカメラ・ユニクロなどの企業は不要。	○百貨店のような大規模商業施設ではなく、ステーションスクエアやポーノ相模大野と競合しないバランスの良い商業施設。
	公園に来た家族が楽しめるフードコート。室内遊び場。	
	伊勢丹ブランドは必要ない。	
	グリーンホール利用者が立ち寄れるオシャレなカフェ・レストラン。	
コリドー	ポーノのデッキを延伸するには、住宅だけでは難しい。官民共同を望む。	
中央公園	（空欄）	
グリーンホール	グリーンホール等との合同イベント。	○グリーンホールとの連携
市営駐車場	野村不動産計画地と市営駐車場を一步踏み込んだ共同利用を探る。	
	（空欄）	
	（空欄）	
ポーノ	（空欄）	
その他	雨天でも利用できる室内公園。	
	働き方改革のテレワークの場として有効。	
	大和市の「シリウス」のような施設を作り、まちの流動性を図る。掲示板や街の案内板を設置する。	
	医療施設が入る可能性（北里外来）。	
	（空欄）	

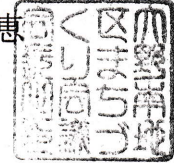
カテゴリ	まちづくりに関すること（中・長期的課題）	
	詳細意見	まとめ
コンセプト （まちのテーマ・カラー）	南池袋公園「サードプレイス」のような概念の必要性あり。	○全体構想の必要性 ○駅周辺施設の回遊性 ⇒誰に、いつ、何をしに、来てもらいたい？ （日常・非日常）
	楽しみながら、時間を使える街となしてほしい。	
	将来構想の未来図が必要（区役所移転、グリーンホールリニューアル）。旧伊勢丹跡地計画とのコラボ。	
	相模大野は昔に比べて、街がきれいになり過ぎたが、今の街の雰囲気は守りたい。	
	文化と音楽。食と日常。	
	ポーノ・旧伊勢丹跡地・公園・駅を含めた全体構想が必要。	
行政機能	行政機能の集中化。	
大学	相模大野は女性が多い（女学生）。その学生たちが楽しめる街。	○学生たちにとって、居心地の良いまち
	ベデストリアンデッキのエスカレータわきの、昔噴水があったところは蓋をしてステージにできる。	
	相模女子大から中央公園へのアクセス・歩道の整備。	
	女子美の学生の作品を展示できる場所を作って欲しい。	
	相模大野は学生が多いので、学生が活発に利用できる施設。	
商業施設		
コリドー	コリドーの歩行者天国と屋根。	
中央公園	中央公園の活用をオープンにして、施設充実を図る。	○今までの公園に縛られない、子供たち・住民が楽しめる公園
	中央公園に民間企業施設を誘致。現状は行政の許可を取らなければ何もできない。	
	BBQができる公園。	
	住民や子供たちが楽しめる公園。	
	公園は平らに。汚れている水辺は直す。トイレはきれいに。	
	中央公園の防災拠点としての位置づけから、通路は防災用道路にすべき。	
グリーンホール	グリーンホールにあるカフェを目立つ場所に移動する。	
市営駐車場	駐車場にターミナル機能を強化する。	○有効活用
	市営駐車場のリニューアルでスポーツ空間の創造。	
	市営駐車場の地下は、スポーツ施設にする。	
	市営駐車場屋上のリメイク（フットサル場・ゴルフ練習場）。	
	市営駐車場の値段は下げ、マンションの住民も使えるように条例改正。	
ポーノ	ポーノとの一体化。	
	ポーノとデッキの延伸を確実に（市）。三核構造の完成。	
その他	市民が使える会議室が少ない。	
	相模原でBBQセットやちょっとしたテントを貸し出す。テントは防災設備としても使える。	
	相模大野の美味しいお店などのアピールができていない。	
	催事場。	
	天然芝を貼る。	
	8/31以降のグリーンホール・中央公園の歩きやすさ・アクセスが大事。	
	デバ地下・物産展の楽しみがなくなった（非現実的な満足感がなくなった）。	
	インキュベーションセンターの活性化。	
	若者が意見を提供できる場があると良い。	
	相模大野に住んでいる人、住みたいと思う人が何を求めているかといった情報も欲しい。	



令和3年2月15日

相模原南警察署
署長 磯野 正彦 殿

大野南地区まちづくり会議
会長 大木 恵



信号機の歩車分離化に関する要望について

時下、貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から当地区の交通安全対策につきましましては、多大なる御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、交通安全対策の一環として、次のとおり信号機の歩車分離化につきましまして要望いたします。

御多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件につきましまして御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【対象箇所】

相模大野交差点（相模原市南区相模大野4丁目3-1付近）

【歩車分離化要望の理由】

相模大野交差点の周辺には市営立体駐車場や駐輪場があり、これまでも歩行者や自動車の交通量が多かったが、伊勢丹相模原店跡地の工事によって季節の橋から先が通行止めとなったことにより、歩行者が集中する傾向にある。

また、近接するロビーシティ前交差点は歩車分離化がされていることから、信号機間の連動性を踏まえ、安全な歩行者動線を確認し、道路交通の円滑化を図ることを目的として、相模大野交差点の歩車分離化をお願いしたい。

以上

事務局

相模原市南区役所

大野南まちづくりセンター

担当 佐藤・内村・村上

電話 042(749)2217

(仮称)相模大野4丁目計画(伊勢丹相模原店跡地)に係る 環境影響評価準備書の縦覧について

相模原市環境影響評価条例第23条の規定に基づき、野村不動産株式会社(代表取締役社長 松尾 大作)から環境影響評価準備書の提出を受けましたので、同条例第24条第1項の規定に基づき、次のとおり縦覧します。

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：野村不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 松尾 大作

所在地：東京都新宿区西新宿1丁目26番2号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称：(仮称)相模大野4丁目計画

種 類：高層建築物の建設

規 模：高さ 約163m

延床面積 約85,000m²

3 対象事業実施区域

相模原市南区相模大野4丁目4009番45

4 縦覧期間

令和3年6月28日から令和3年8月11日まで

5 縦覧場所

(1) 市役所本庁舎 環境経済局環境共生部環境政策課

(2) 緑区合同庁舎 緑区役所行政資料コーナー

(3) 南区合同庁舎 南区役所行政資料コーナー

(4) 南区役所大野中まちづくりセンター

(5) 南区役所相模台まちづくりセンター

(6) 南区役所東林まちづくりセンター

なお、市ホームページにおいても閲覧可能です。

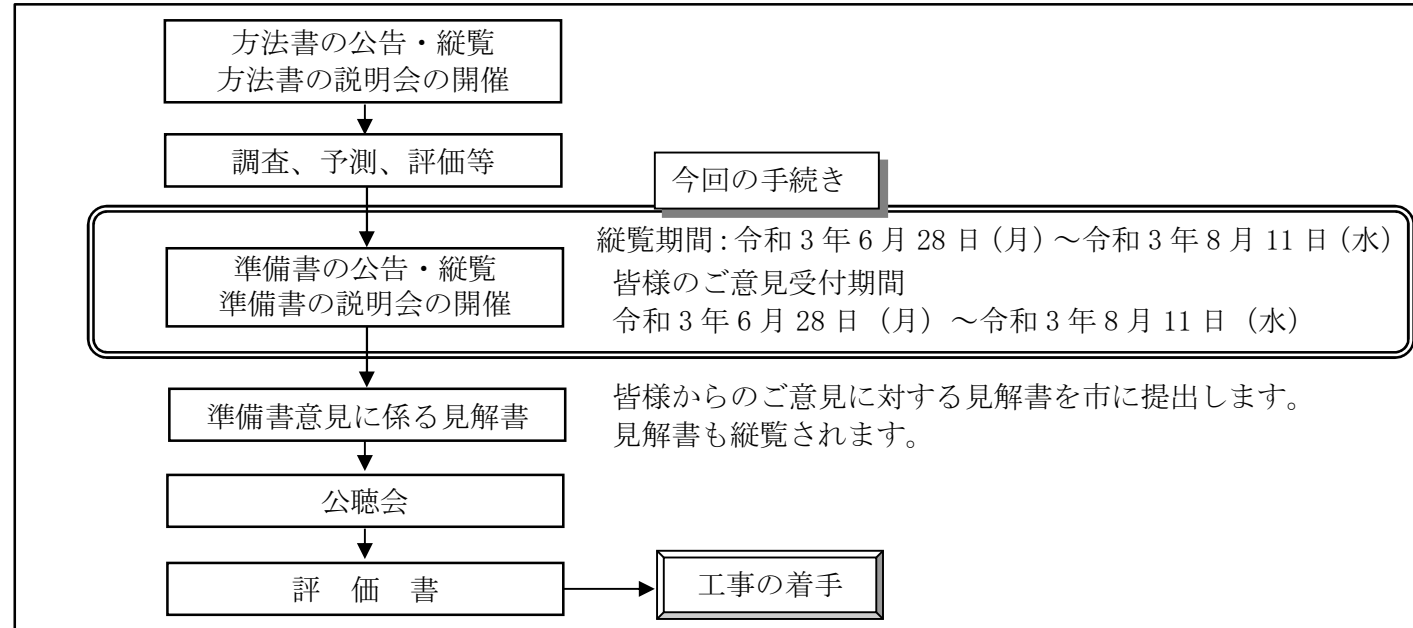
問合せ先

環境経済局環境共生部環境政策課

直通電話042-769-8240

■環境影響評価の手続き

相模原市環境影響評価条例に定める手続きの流れは、以下に示すとおりです。
 今回、ご説明する準備書は、環境への影響についての調査・予測・評価結果をとりまとめたものです。



■環境影響評価準備書の公告・縦覧

環境影響評価準備書は、縦覧・閲覧期間中に下記の場所でご覧頂くことが可能です。また、相模原市環境政策課ホームページにて環境影響評価準備書の全体をPDFにてご覧頂くことが可能です。

縦覧場所	閲覧場所
<ul style="list-style-type: none"> ○相模原市 環境経済局 環境共生部 環境政策課 (相模原市中央区中央2丁目11番15号 市役所本館5階) ○相模原市 緑区役所 行政資料コーナー (相模原市緑区西橋本5丁目3番21号 緑区合同庁舎5階) ○相模原市 南区役所 行政資料コーナー (相模原市南区相模大野5丁目31番1号 南区合同庁舎4階) ○相模原市 南区役所 東林まちづくりセンター (相模原市南区相南1丁目10番10号) ○相模原市 南区役所 大野中まちづくりセンター (相模原市南区古淵3丁目21番1号) ○相模原市 南区役所 相模台まちづくりセンター (相模原市南区相模台1丁目13番5号) 	<ul style="list-style-type: none"> ○相模原市立図書館 (相模原市中央区鹿沼台2丁目13番1号) ○相模原市立相模大野図書館 (相模原市南区相模大野4丁目4番1号) ○相模原市立橋本図書館 (相模原市緑区橋本3丁目28番1号)
縦覧期間：令和3年6月28日（月）～令和3年8月11日（水）	閲覧開始予定日：令和3年6月29日（火）

■意見書の提出について

相模原市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書の内容について、環境の保全の見地からご意見のある方は、意見書を市長に提出することができます。

【提出方法】

- 記載事項
 - 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 対象事業の名称：（仮称）相模大野4丁目計画
 - 準備書についての環境の保全の見地からの意見
- 提出期限：令和3年8月11日（水）（郵送の場合、令和3年8月11日必着）
- 提出方法：郵送又は電子メールにより提出（A4任意様式、相模原市環境影響評価HPに参考様式を掲載予定）
- 提出先及び問い合わせ先：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館5階
 相模原市 環境経済局 環境共生部 環境政策課 環境政策班
 電話：042-769-8240 電子メール：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

この説明会についてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。
 問い合わせ窓口：株式会社イム都市設計 TEL 03-3303-2400（受付日時／土・日・祝日を除く平日、9時～17時）

（仮称）相模大野4丁目計画に係る環境影響評価準備書 — 説明会開催のご案内 —

事業者：野村不動産株式会社
 環境影響評価実施者：株式会社エスパシオコンサルタント
 総合企画：株式会社イム都市設計

地域の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 このたび、野村不動産株式会社は、相模大野4丁目（伊勢丹相模原店跡地）に共同住宅（一部商業施設等を含む）を計画し、相模原市環境影響評価条例に基づき、（仮称）相模大野4丁目計画の環境影響評価準備書を作成し、現在、公告・縦覧しています。なお、当該準備書の概要（環境影響評価の結果）は2,3ページのとおりです。つきましては、環境影響評価準備書の説明会を開催いたしますので、お知らせいたします。

■説明会開催のご案内 ※事前申し込みは不要です。

下記日程にて開催いたします。
 当日、資料の配布はございません。事業者提出の準備書は縦覧場所（4ページ）にて縦覧可能となっております。

開催日時	会場
1回目 令和3年7月23日（祝・金） 19：00～21：00 開場：18：30	相模女子大学グリーンホール（相模原市文化会館：大ホール） 相模原市南区 相模大野 4-4-1
2回目 令和3年7月26日（月） 19：00～21：00 開場：18：30	

- ※ 説明内容は1回目、2回目とも同様の内容です。
- ※ 説明会会場は駐車場台数に限りがございますので、車でのご来場はご遠慮ください。
- ※【新型コロナウイルス感染症対策について】
 - ・説明者や受付スタッフはマスク着用の上対応させていただきます。
 - ・当日の体調をご確認の上、発熱や風邪のような症状がある場合は、ご参加を自粛頂くようお願いいたします。
 - ・ご出席時には、うがい、手洗い、マスク着用など感染予防に努めて頂くようお願いいたします。
 - ・ソーシャルディスタンスを確保した席配置を行い、状況により入場制限を設けさせていただく場合がございます。
 - ・1回目、2回目ともに同様の内容ですので、複数回の参加はご遠慮ください。
 - ・感染症拡大等の状況により、開催を延期する可能性がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

■事業の概要

本事業は、相模原市南区相模大野4丁目4009番45（地番）（伊勢丹相模原店跡地）に位置する敷地約10,187㎡において、共同住宅及び商業施設等を建設するものです。
 対象事業の概略は下表に示すとおりです。

項目	内容
対象事業の位置	相模原市南区相模大野4丁目4009番45（地番）（伊勢丹相模原店跡地）
用途地域	商業地域
計画建築物の概要	共同住宅（一部商業施設等を含む）
面積	開発区域面積：約10,187㎡、延べ面積：約85,000㎡
階数	高層棟：地下3階、地上43階、低層棟：地下3階、地上2階
建築物の高さ	高層棟：約163m、低層棟：約15m
工事予定期間	令和4年（2022年）1月～令和7年（2025年）7月（43ヶ月）
供用開始予定時期	令和7年（2025年）7月

■ 環境影響評価の結果

評価細目	環境影響評価の結果
大気質	<p>《建設機械の稼働》</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98％値）が0.03160ppmであり、環境保全目標（0.06ppm以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間2％除外値）は0.03899mg/m³であり、環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。本事業の工事においては、建設機械については、可能な限り排出ガス対策型を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 <p>《工事用車両の走行行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行に伴う道路端における長期将来濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間98％値）は0.02090～0.02115ppmで、環境保全目標（0.06ppm以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質（日平均値の年間2％除外値）は0.03618～0.03622mg/m³で、環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。本事業の工事においては、工事用車両について、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 <p>《施設関連車両の走行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両の走行に伴う道路端における長期将来濃度は、二酸化窒素（日平均値の年間98％値）は0.02090～0.02115ppmであり、環境保全目標（0.06ppm以下）を満足すると予測した。浮遊粒子状物質（日平均値の年間2％除外値）は0.03618～0.03622mg/m³であり、環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。本事業においては、搬入・搬出の荷捌き業者に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導するなどの環境保全のための措置を講じる。
騒音・超低周波音、振動	<p>《建設機械の稼働、施設の利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、対象事業実施区域北西側敷地境界付近で最大70デシベルであり、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測した。また、建設機械の稼働に伴う振動レベルは、対象事業実施区域南東側敷地境界で最大61デシベルであり、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測した。本事業の工事においては、建設機械について可能な限り低騒音型・低振動型を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 <p>《工事用車両の走行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両による騒音の増加レベルは0.0～0.4デシベルであることから影響は小さいと予測した。また、工事中交通量による振動レベルは、環境保全目標を満足すると予測した。本事業の工事においては、工事用車両の運転者に対し、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講じる。 <p>《施設の利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備機器の稼働に伴う騒音レベルは、対象事業実施区域北東側の敷地境界付近で46.2デシベルであり、環境保全目標（50～65デシベル）を満足すると予測した。本事業の実施においては、設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音の増加を防止する環境保全のための措置を講じる。 <p>《施設関連車両の走行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両による騒音の増加レベルは0.0～0.6デシベルであることから影響は小さいと予測した。また、将来交通量による振動レベルは、環境保全目標を満足すると予測した。本事業においては、搬入・搬出の荷捌き業者に対して、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブの実施を指導するなどの環境保全のための措置を講じる。
風環境	<p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設前(旧伊勢丹あり)、建設後(防風植栽なし)を比較すると、風環境評価のランクの値が上昇した評価点が3箇所みられた。建設前(旧伊勢丹あり)、建設後(防風植栽なし)を比較すると、風環境評価のランクの値が下降した評価点が4箇所みられた。また、建設後(防風植栽なし)の対象事業実施区域南西側とペDESTリアンデッキで風速の大きな箇所がみられた。防風対策を実施することにより、対象事業実施区域内ではランク2となると予測した。本事業においては、防風植栽、防風壁を設置する環境保全のための措置を講じる。
植物	<p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の公園等の樹木への影響は、日照障害の予測結果を見ると、相模大野中央公園への日影は夏至日は日影は生じず、春秋分は相模大野中央公園西側で約15分、冬至日は相模大野中央公園北側で約30分、東側で約1時間、西側で約1時間15分、中央で約45分の日影が生じるが、日影の時間は短く、日影の影響は小さいと予測した。また、風環境の予測結果を見ると、相模大野中央公園ではランク1又は2であり、著しい風の影響はないと予測した。 <p>・本計画において選定した主な植栽予定樹種は、対象事業実施区域周辺の緑化地において良好な生育が確認されている種や「神奈川県における自然植生」において潜在自然植生構成種とされている樹種も含まれる。「地域の適合性」として記載がない種も、主として関東地方では一般的に植栽用として用いられている樹種である。</p>
廃棄物・発生土	<p>《工事の影響》</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量（汚泥以外）の合計は約3,486tであり、再利用量の合計は約3,300t（約94.7％）、最終処分量の合計は約187t（約5.3％）と予測した。 汚泥の発生量は、約599m³と予測した。処理・処分方法は、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測した。 工事に伴う建設発生土の発生量及び搬出量は約1,800m³と予測した。建設発生土の処理・処分方法は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、処分地を指定して適正に処理・処分を行うと予測した。工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る等の環境保全のための措置を講じる。 <p>《施設の利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に伴い発生する家庭系一般廃棄物の排出量は約1,289kg/日と予測した。供用時に発生する家庭系一般廃棄物は、分別排出を徹底することにより、相模原市等により適正に処理（収集、運搬、処分）されると予測した。本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量は約159kg/日と予測した。処理・処分方法は、許可業者に委託し、適切に処分されると予測した。本事業の実施に伴い発生する供用時の産業廃棄物の排出量の合計は約48kg/日と予測した。処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理すると予測した。廃棄物の分別を徹底する等の環境保全のための措置を講じる。

温室効果ガス	<p>《施設の利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用時における二酸化炭素排出量は、住宅が約1,623t-CO₂/年、業務施設は約240t-CO₂/年で合計が約1,863t-CO₂/年と予測した。本事業では、断熱性の高い壁、複層ガラス等を採用し、空調負荷の低減を図る等の環境保全のための措置を講じる。
日照障害	<p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画建築物による日影が最も長くなる時刻は8時であり北西側に敷地境界から約1,120mの日影が生じる。次に日影が長くなる時刻は16時であり、北東側に約1,100mの日影が生じる。計画建築物単体による2時間日影、3時間日影は北西～北東側の範囲内に生じるが、いずれも規制対象範囲の内側であると予測した。計画建築物は、一団地認定の公告認定対象区域内にあるため、同区域内の既存建築物と合わせた複合日影について規制を受ける。同区域に関する日影については1990年5月に建築基準法第56条の2ただし書きが適用されているが、本計画の日影超過についても改めて同法第56条の2ただし書きの適用を受ける予定である。
光害	<p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏れ光、障害光、その他照明の影響は、店舗・地域貢献施設での事業活動の関係者等へ、時間帯に応じた照明の明るさ調整、照明の節電を呼びかけることにより、光害の影響は小さいと予測した。反射光の影響は集合住宅はガラス手摺であり、反射光は生じると予測するが、その時間は短く影響は小さいと予測した。本事業の実施においては、計画建物による光害が近隣住宅の住環境に及ぼす影響の低減を図るために、店舗・地域貢献施設での事業活動の関係者等へ、時間帯に応じた照明の明るさ調整、照明の節電を呼びかける等環境保全のための措置を講じる。
電波障害	<p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施における地上デジタル放送の遮へい障害範囲は、東京局の広域局については、西南西方向（最大距離約360m、最大幅約70m）に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。東京局の県域局については、西南西方向（最大距離約740m、最大幅約70m）に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。横浜局については、西方向（最大距離約290m、最大幅約80m）に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。平塚局については、北北東方向（最大距離約1,000m、最大幅約70m）に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。 地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としてはほとんど生じないものと予測した。 衛星放送では、BS放送及びCS放送（JCSAT-110A）については北東方向（最大距離約150m、最大幅約60m）に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。 CS放送（JCSAT-3A及びJCSAT-4B）については北北東方向（最大距離約170m、最大幅約60m）に遮へい障害が生じる可能性があるとして予測した。 本事業の実施においては、テレビ電波受信障害について、問い合わせ窓口の設置を周知し、受信障害が発生した時にはその原因を確認するなどの環境保全のための措置を講じる。
地域分断	<p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施により、相模大野駅から相模大野中央公園、相模女子大学グリーンホール（相模原市文化会館）までの経路の利便性が確保されると予測した。本事業の実施により、地域住民が日常利用できる経路が増えることにより、日常生活圏が広がることや、現状の通勤時、通学時の混雑の緩和等に貢献できるものと評価する。
交通混雑	<p>《工事用車両の走行、施設関連車両の走行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中の交差点需要率は交差点A（ロビーシティ前交差点）が0.441、交差点B（相模大野交差点）が0.536であり、「限界需要率」を下回ると予測した。工事中の混雑度は交差点Aが0.037～0.734、交差点Bが0.071～0.605であり、すべての車線で「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度1.0」を下回ると予測した。 供用時の交差点需要率は、平日は交差点Aにおいて0.443、交差点Bにおいて0.537、休日は交差点Aにおいて0.400、交差点Bにおいて0.491であり、いずれも「限界需要率」を下回ると予測した。供用時の混雑度は、交差点Aは平日が0.037～0.757、休日が0.021～0.634、交差点Bは平日が0.073～0.623、休日が0.069～0.586であり、すべての車線で「円滑な交通処理が可能と判断される混雑度1.0」を下回ると予測した。 交通混雑度については、工事中は適切な施工計画により工事用車両の集中的な運行を抑制するなど、また供用時は居住者及び来客の車の出入りに関しては、左折イン、左折アウトの徹底を行い、周辺道路の渋滞を生じさせないよう配慮する環境保全のための措置を講じる。
交通安全	<p>《工事用車両の走行、施設関連車両の走行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両及び施設関連車両の走行ルートはほぼ全域でマウントアップされており、ガードレールも広範囲に渡って設置されていることから、周辺の道路においては概ね交通安全対策がなされており、安全が確保されているが、対象事業実施区域が駅に近く歩行者交通量が多いことから、工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う周辺地域の交通安全には一般車両や歩行者等への配慮が必要と予測した。 本事業においては、工事中は対象事業実施区域周辺の小中学校の登校時間帯を考慮し、工事用車両の出入りの時間調整に努めるなど、また供用時は搬入・搬出の荷捌き業者に対して、安全運転の徹底を指導する等の環境保全のための措置を講じる。
景観	<p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画建物等が出現することにより眺望は変化する。影響が最も大きい地点は相模大野中央公園であるが、マリオンやガラス手摺を用いて、陽光の変化によって豊かな色彩を持つ建築物とし、空の色と一体となった景観となると予測した。 本事業の実施において、相模原市景観計画に基づく色彩を建物等へ選定することにより、周辺地域との調和を図るなどの環境保全のための措置を講じる。
ふれあい活動の場	<p>《工事用車両の走行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の来場経路と工事用車両経路とは一部重なる区間がある。本事業では、工事用車両の運転者に対し、交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転に心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底するため、利用者の安全は確保されると予測した。 <p>《施設関連車両の走行》</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の来場経路と施設関連車両経路とは一部重なる区間がある。本事業では、搬入・搬出の荷捌き業者に対して、安全運転の徹底を指導することから、利用者の安全は確保されると予測した。 <p>《建築物の存在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業では、地上部への植栽や公共歩廊への植栽を実施するとともに、利用者が休息できる場を設けることから、利用者へ快適な空間を提供できると評価する。

公民館併設の5連絡所の廃止について

本市では、窓口体制の見直しに伴い、証明書自動交付機の廃止やコンビニ交付サービスの導入を行ってまいりました。また、今後厳しい財政見通しであることを踏まえて策定された「相模原市行財政構造改革プラン」の中で、公民館併設の5連絡所（相原・光が丘・大沼・大野台・上鶴間）は、見直し対象の施設として令和3年度末までの廃止に向けた取組を実施することとしております。

1. 現 状

公民館併設の5連絡所につきましては地域住民の身近な証明発行窓口として、住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書、課税証明書、納税証明書などの証明書を発行しております。

2. コンビニ交付サービスについて

マイナンバー制度の開始に伴い、本市では平成28年1月からマイナンバーカードを利用して市内外のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から、連絡所で発行しているほとんどの証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を開始しています。

当サービスは、市役所や連絡所等に行くことなく、身近なコンビニエンスストアで、申請書を記入することなく証明書を取得できること、待ち時間がないことなど市民の皆様の利便性が向上しております。なお、マイナンバーカードの交付枚数は年々増加している状況です。（裏面参照）

証明書の種類	連絡所の窓口		コンビニ等のマルチコピー機	
	手数料	利用時間	手数料	利用時間
住民票の写し	300円	平日 8:30～17:00	250円	6:30～23:00(土日祝含)
印鑑登録証明書				
市民税・県民税課税(非課税・所得)証明書				
市民税・県民税納税証明書				
固定資産税(償却資産含む)・都市計画税納税証明書 ※単独所有分のみ				
戸籍の附票の写し	300円	平日 8:30～17:00 「本籍が相模原市内である方」のみ	250円	平日 9:00～17:00 「本籍と住民登録地の両方が相模原市内の方」のみ
戸籍全部(個人)事項証明書	450円		400円	

※窓口で発行するより50円安くなります。

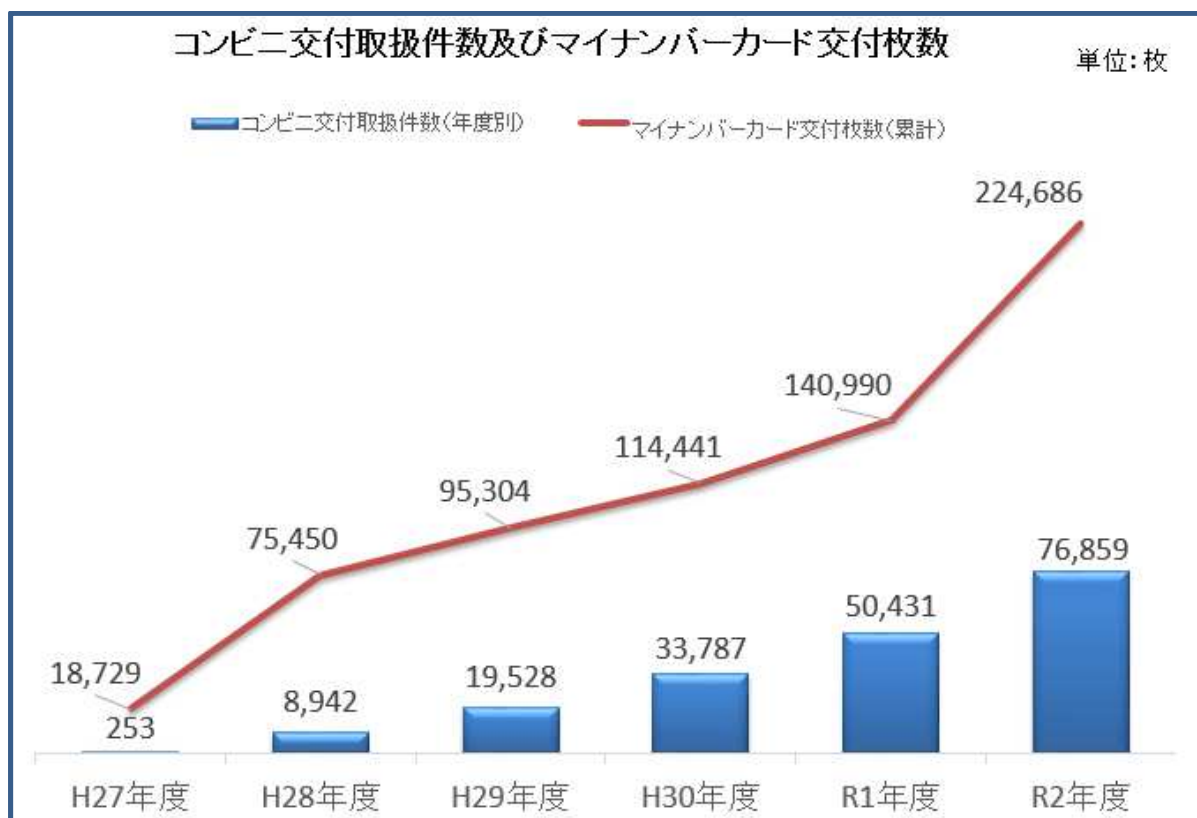
※コンビニ交付で証明書をお取りになった場合は、手数料を返却できません。免除になる事由で証明書をお取りになる場合は窓口へお越しください。

※税証明は最新年度・前年度分が取得できます。

3. 廃止後について

連絡所の廃止後は、お近くのコンビニエンスストア等で各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスや郵送請求、休日窓口サービス、電話で予約をしていただき、土日祝日に受け取っていただく電話予約サービスといった取得方法がございますので、ご都合にあった方法でのご利用を検討くださるようお願いいたします。

なお、廃止後の空きスペースにつきましては、皆様からのご意見も伺いながら調整を進めていく予定です。



問合せ先
 市民局区政推進課
 TEL : 042-704-8911